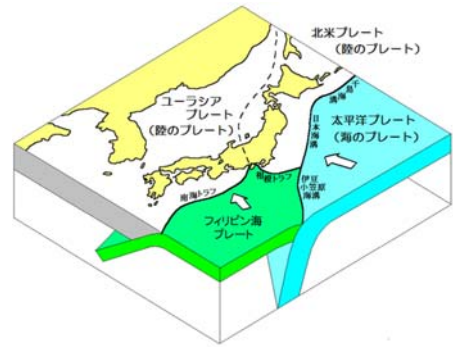


気象台からの防災メモ ～地震について～

私たちの住む日本は、世界から見ても地震の多い国の一つにあげられます。それはなぜでしょうか。日本はユーラシアプレートと北米プレートと呼ばれる二つの「陸のプレート」の上に存在しています。太平洋には「海のプレート」と呼ばれる太平洋プレートがあり、これらは日本の東にある日本海溝や千島海溝で海のプレートが陸のプレートの下に潜り込む際に発生する歪みによって、地震が起こります。また、このとき日本海側でも陸のプレートに歪みが生じ、地震を発生させるので全国どこへ行っても地震から逃れることができません。



海で発生する地震は時には津波を発生させます。

東日本大震災もこのプレート運動によってもたらされた地震により大津波が発生し、多くの方々が被害にあってしまいました。

気象庁では、地震が発生し最大震度5弱以上を予想した場合、テレビやラジオ、携帯電話等では緊急地震速報により、報知音と共に震度4以上の地震が来ると予想される地域にお知らせします。

この情報を見聞きしたら、直ちに地震の揺れから自分の身を守る行動をし、大津波警報（特別警報）や津波警報が発表されたら、すぐに海から離れ、津波避難場所に指定されている所やできるだけ高い所へ避難することを心がけて下さい。

【お問い合わせ】 室蘭地方気象台 TEL 0143-22-4249

税務課からのお知らせ

■ 軽自動車税の申告はお済ですか？

毎年4月1日（賦課期日）現在、日高町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に軽自動車税が課税されます。

軽自動車税の納税義務者は、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならないこととなっております。

廃車済等の軽自動車について申告されない場合にはそのまま課税することがあります。

申告期限は以下のとおりです。

取得した場合----- 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内。

納税義務者の住所・主たる定置場変更等の場合----- その事由が生じた日から15日以内。

廃車・売却した場合----- 所有者等でなくなった日から30日以内。

※今は故障していて乗れないが、また修理して使用する予定などという場合は、廃車届は受付出来ません。（同様の車両を所有している場合は、課税となりますので「取得した場合」の申告が必要です。）

※納税義務者が死亡した場合は、軽自動車等の所有を引き継いだ方が、所有者として「取得した場合」による申告をお願いします。

○ 申告先

印鑑・本人と確認できる書類のほか、申告事由により販売証明書・譲渡書・標識交付証明書・廃車証明書・ナンバー等を持参のうえ、日高町役場税務課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所 で申告をお願いします。

※黄色や黒のナンバープレート（「室蘭」等の表示のあるもの）については、軽自動車検査協会室蘭事務所へお問い合わせ下さい。

住 所： 〒050-0081 北海道室蘭市日の出町二丁目39番2号

電話番号： 0143-46-1557

受付時間： 午前8：45～11：45 午後1：00～4：00

休業日： 土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

苫小牧税務署からのお知らせ

社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

1 消費税率が引き上げられます

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分（個人事業者の場合は平成26年分）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区別しておく必要があります。

なお、税率引き上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2 任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務の無い事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以降開始する課税期間の中間申告から適用されます。

なお、個人事業者の場合には平成27年分の中間申告から適用されます。

消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、出来るだけ速やかに「税込価格」を表示するように努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

（例1）

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

〇〇円（税抜価格） 〇〇円（税抜） 〇〇円（本体価格） 〇〇円＋税 〇〇円＋消費税

（例2）

ここの値札等においては、「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

※ 消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。